

令和7年度 多摩市立西落合小学校 いじめ対策基本方針及びいじめ防止等の対策のための組織

「いじめ防止対策推進法」を受けて、本校の「いじめ防止基本方針」及び「いじめ防止等の対策のための組織（以下、いじめ防止対策委員会とする）」を以下のとおり定めるものとする。

I いじめの防止に関する基本的な考え方

すべての教職員が「いじめはどの児童にも、どの学校においても起こりうる、だれでもが加害者にも被害者にもなりうる」という認識に立ち、教育委員会や家庭、地域と連携し、いじめの未然防止と早期発見・早期対応、解決の取組を徹底する。

II いじめ防止基本方針及び具体的な取組

方針1 いじめの未然防止

- (1) いじめは相手の人権を侵害する行為であり、決して許される行為ではないことを児童に理解させ、生命尊重の精神と人権感覚を育む指導の充実を図る。
- (2) 道徳の時間を要として、教育活動全体を通じた道徳教育を充実させ、自己と他者との関わりの中でとらえ、望ましい人間関係の育成を図る指導を計画的に行う。
- (3) 児童が、人・社会・自然と向き合うことで、共に生きる心の大切さ、集団の一員としての自覚と自信を育む体験や活動を取り入れる。
- (4) 児童がいじめについて学び主体的に考え、いじめの防止を訴えるような取組を推進する。
- (5) 学級集団づくり等の校内研修を通じて教職員の資質を向上させる。
- (6) 「SNS学校ルール（SNS西落合小ルール）」を生かし、「SNS家庭ルール」の啓発活動を図ることで、保護者と協力した情報モラルの徹底とSNSによるいじめの未然防止を図る。

具体的な取組

- (1) ①「人権教育プログラム（学校教育編）」を活用した教職員研修を通して、教職員の人権意識を高める。
②いじめ総合対策【第2次・一部改訂】を活用した教員研修会を年3回行う。
③生命尊重の精神と人権感覚を育むために毎年12月に「西落合小人権週間」を実施する。
- (2) ①道徳授業地区公開講座等を通じて、家庭や地域との連携を図り、思いやりの心や生命尊重の態度を育む指導を行う。
②『多摩市かがやきブック』を活用した、児童の社会性の育成に向けた指導の充実を図る。
- (3) ①異学年交流活動を前後期2回以上実施することで、他学年を思いやる心の育成を図る。また生命尊重の精神を育むために、飼育・栽培活動を全学年で行う。
- (4) ①ふれあい月間の取組の中で、都の作成したいじめ防止教材『STOP!いじめ あなたは大丈夫?』や『STOP!いじめⅡ 見つめよう 考えよう—いじめをなくすために—』等を活用した授業を行う。

- (5) ①特性がある児童の指導・支援について、わかば教室教員、巡回相談員、心理士、スクールカウンセラーの助言を活かし、児童理解に努める。
- (6) ①セーフティ教室を通して、ネット上でのいじめにつながる書き込みをしないなど、児童への情報モラルの指導を徹底する。
- (7) ①いじめ総合対策【第2次・一部改訂】を活用した道徳や学級活動の学習に年3回、取り組む。

方針2 いじめの早期発見（早期対応）

- (1) いじめは、大人が気付きにくい場面で発生し、発見しにくい形で行われることを教職員は認識し、些細な兆候であっても、いじめではないかと疑いをもち、いじめを見逃さない認知能力を向上させる。また、日頃から教職員間で情報を共有し、保護者や地域住民、関係機関と連携し、情報収集や対応を図る。
- (2) 教育相談を充実させ、児童がいじめを訴えやすく、また教職員が一人で抱え込まない体制を整え、いじめの実態を把握する。

具体的な取組

- (1) ①「学校生活アンケート」（いじめに関するアンケート）を年に3回（6月、11月、2月）実施し、その結果をいじめ防止対策委員会、生活指導夕会や職員会議において情報交換し、連携した対応に努める。
②スクールカウンセラーやピアティチャーと密に情報交換し、児童の実態把握に努める。
③全教職員が子どもたちの変化を把握するため、看護当番を中心に休み時間等で定期的に校内巡視を行う。
- (2) ①毎年12月に「西落合小人権週間」を設定し、3年生以上で担任と児童の二者面談を実施する。
②児童及び保護者に校内の相談窓口や相談機関の連絡先等の周知をする。
③学級担任は、スクールカウンセラーと情報交換する場を定期的（毎週火曜日）に設け、相談を密に行う。
④相談室だよりを前後期に1回以上発行し、児童や保護者に相談室が開いている時間やスクールカウンセラーの出勤日、相談室で受付している相談内容などを紹介する。

方針3 いじめへの対応

- (1) いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員での対応ではなく、いじめ防止対策委員会を開催し、学年及び学校全体で組織的に対応する。
- (2) 被害児童を守ることを最優先にし、迅速に事実確認を行い、加害児童に適切な指導を行う。
- (3) 定期的に関係機関や専門家等との相談・連携を図る。
- (4) 日頃から保護者・地域との連携を図る。
- (5) 重大事態が起きた場合は、教育委員会他関係諸機関と連携し、解決に向けた対応を図る。

具体的な取組

- (1) ①把握したいじめについて、月1回、いじめ防止等の対策のための組織（いじめ防止対策委

員会) の会議を開催し、いじめの事実の確認、対応や指導方針、支援等を協議し、組織的に対応する。

②緊急度が高い場合には、臨時にいじめ防止対策委員会を開催し、いじめの事実の確認、対応や指導方針、支援等を協議し、組織的に対応する。

(2) ①いじめられた児童の状況をきめ細かく把握し、スクールカウンセラーをはじめとした相談窓口の用意、複数教員による見守り、下校後の様子を確認するなど児童の安全確保を行う。

②いじめの加害者の保護者に状況を連絡し、加害児童に対し、毅然とした態度で指導を行う。また、被害児童との話し合いの場を設ける。

(3) ①いじめの調査結果や対応について教育委員会に報告し、対応について子ども家庭支援センターや相談室等と情報を共有する。

②いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案については、警察と連携して対応する。

(4) ①いじめに係る状況やその指導について被害・加害両方の保護者に情報提供し、解消・解決に向けて、協力して取り組み、被害児童の保護者に進捗を報告する。

②地域人材を活用し、地域の大人による児童の登下校時の見守りを行う。

(5) ①加害児童への指導に改善が図られず、被害児童が長期の欠席に至るなど、重大事態が起きた場合は、教育委員会に報告し、いじめの事実や対応の記録を整理し、課題や解決等を協議し、諸機関や専門家と連携して対応する。

III いじめ防止等の対策のための組織（いじめ防止対策委員会）

本校では、いじめ問題への組織的な取組を推進するために、「いじめ防止対策委員会」を設置し、この委員会を中心として、全教職員で共通理解を図り、学校全体でのいじめ対策を行う。

「いじめ防止基本方針」に基づく取組、いじめの相談・通報の窓口としての役割、いじめの疑いに関する情報の収集、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援、保護者との連携といった役割を果たす。